

事 務 連 絡

平成 2 5 年 8 月 2 8 日

各正会員 事務局長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

専務理事 森 谷 賢

**許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について
(情報提供)**

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課より情報提供がございました。

つきましては、本通知の内容をご確認いただき、協会会員に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

ご参考まで今回の環境省通知に関する簡単な留意事項を下記にまとめましたので、ご一読ください。

なお、今回の環境省通知による措置は、平成 2 3 年 4 月 1 日の優良認定制度の施行に伴う経過措置（一定要件のもとに随時申請を認める措置）とは別に行われるものです。

〈ご参考〉今回の環境省通知の留意事項について

1. 平成 2 3 年 4 月 1 日以降、早期に更新を迎え、優良認定を受けることができなかった者の救済措置として設定されたこと。
2. 救済措置の対象は、平成 2 3 年 4 月 1 日以降に一度だけ通常の許可更新を受けた者に限られること。
3. 救済措置に係る優良認定の申請は更新許可の前倒し申請であり、従前の許可の残存有効期間は自主放棄の形になること。

本件担当：総務部 古川
以上

環廃産発第 13082712 号
平成 25 年 8 月 27 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の改正により、産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業を含む。以下同じ。）の許可の更新に際して、当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 9 条の 3、第 10 条の 4 の 2、第 10 条の 12 の 2 又は第 10 条の 16 の 2 に定める基準（以下「優良基準」という。）に適合すると認められたものについては、許可の有効期間が 7 年となる等のインセンティブを得られることとなった。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 248 号）附則第 5 条において、改正法の施行日（平成 23 年 4 月 1 日）以前から産業廃棄物処理業の許可を受けている者が、その許可の有効期間の満了の日までの間に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年環境省令第 1 号）附則第 13 条、第 16 条、第 19 条又は第 22 条で定める基準に適合する旨の確認（以下「優良確認」という。）を受けたときは、当該産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とする経過措置を設けているところである。

今般、改正法の施行日以降早期に許可の更新を迎えたために、優良確認及び優良認定（産業廃棄物処理業の許可の更新に際して、優良基準に適合すると認められることをいう。以下同じ。）を受けることができなかった業者を救済すること等を目的として、優良基準への適合性の判断等を以下のとおり行うこととしたので、通知する。貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 措置の概要

改正法施行日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。以下同じ。）が、当該許可の更新期限の到来を待たずして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に該当するものとして当該許可の更新の申請を行う場合は、都道府県知事（法第24条の2に定める場合にあつては政令で定める市の長）は当該業者について優良基準への適否を審査し、優良基準を満たせば優良認定を与えることとする。本措置は、改正法の施行日以降早期に許可の更新を迎えたために、優良確認及び優良認定を受けることができなかつた業者を救済すること等を目的とするものであるため、措置の対象となるのは、改正法施行日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた産業廃棄物処理業者に限定する。

なお、当該優良認定を伴う更新の許可に係る許可の有効期間は、従前の許可の有効期間を2年延長するのではなく、当該更新の許可の日から7年間となる。

第二 優良基準への適否の判断

優良認定の可否の判断については、優良基準への適合性を審査し行うものであるが、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物処理業の許可に係る有効期限の到来を待たずして令第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に該当するものとして当該許可の更新を申請する場合には、規則第9条の3第1号、第10条の4の2第1号、第10条の12の2第1号又は第10条の16の2第1号の基準（以下「遵法性に係る基準」という。）への適合性は以下の通り判断すること。

- ・ 申請日前5年間に特定不利益処分（規則第9条の3第1号に規定する特定不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。

なお、申請日から更新の許可の日までの間に特定不利益処分を受けた場合は、遵法性に係る基準を満たさないこと。

第三 その他

優良認定を受けた者が認定後に優良基準に適合しなくなった場合は、産廃情報ネット（<http://www.sanpainet.or.jp/>）の掲載情報にその旨を付記していること。また、優良認定を伴う許可の更新を受けた者が、当該許可の更新後当該許可の有効期間の満了の日までの間に特定不利益処分を受けた場合には、次回の許可の更新時に優良認定を伴う許可を受けることはできないこと。

なお、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することが必要であることから、優良認定

制度について、引き続き産業廃棄物処理業者等に周知されたい。

＜参考＞

【別紙】

